することができます 内であれば後から納付

3年度目以降に追納する場合

免除された保険料は、

10年以

(追納)

して年金額が少なくなり

較して圧する際、

全額免除期間や一部納付期間

将来の老齢基礎年金を計算

約をお願いします。

全額納付した期間と比

料の全額免除制度」または「一断の全額免除制度」または、「保険」といいます。

れます。

【ご注意ください!】

各種免除制度は、

配偶

期間に応じた加算額が上乗せさは、免除された保険料額に経過

部納付制度」をご利用ください

されません

将来の老齢基礎年金の額に反映 り、未納と同じ扱いになるため、

となっています。 による出張年金相談は、予約制毎月1回の年金事務所相談員 【出張年金相談】 事前に電話などで住民課に予

予約制

どの免除も受け付けて 納付猶予制度」、

、ます。

「法定免除」

な

**3**09 **2**096(353)0 問い合わせ 役場住民課 6(355)3261 熊本西年金事務所 4

もう一人が国保に残った期高齢者医療へ移行し、

特定世帯とは

二人世帯で、

一人が後

世帯のことです。

# 特定世帯に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長をします

礎年金や遺族基礎年金を受給で

万が一のときの障害基

きない場合があります

「学生納付特例制度」、

「若年者

住民税係 役場税務課 **2** 096 (293) 3117

を次のように延長します

件です。

また、

納付すべき保険

れ一定基準以下であることが条

世帯主の前年所得がそれぞ

料を納付しなかった場合、

一部

納付制度の一部免除は無効にな

●問い合わせ

から後期高齢者医療制度に移行

に係る平等リンのを恒久化するほか、特定世帯険税の軽減判定所得の算定の特験ののである。

世帯所属者)を含めて軽減対険者でなくなった者(特定同 軽減を受けている世帯につ① 保険税軽減制度に係る特例 国保から後期高齢者医療へ したことにより国保の被保

置に加え、 医療へ移行し、もう一人が国保二人世帯で、一人が後期高齢者 者について、 ② 平等割に係る配慮 基準額を算定することとして 置に加え、その後3年間4分の5年間2分の1減額する現行措 に残った世帯(特定世帯)となる る措置を継続します。 減額します 平等割額を最初の い象

【平成20年3月まで】 【緩和措置延長後(3年間)】 【現行制度】 夫 夫 後期高齢者 後期高齢者 国保 国保 国保 国保 医療制度 均等割 均等割 均等割 均等割 国保 国保 国保 平等割 平等割 T 1/4の軽減措置 (医療・後期高齢者支援金に係る分) 1/2の軽減措置

医療

### 12月からこども医療費の助成対象を中学校3年生まで引き上げます

●問い合わせ 役場保険医療課 国保・医療係 ☎096(293)3114

小学生以下 中学生 適用 平成25年12月 継続して利用可能 開始日 申請書と保険証の コピーを役場保険 手続き 必要無し 医療課に提出 全員に有効期限を更新した受給者証 を11月中旬頃郵送 受給者証 ※古い受給者証は11月末まで使用で きます。12月以降は個人で処分し ていただいて結構です。

提出してください。を役場保険医療課 制度の変更に伴いる月3日まで)に引 続するため申請の必要はありません。年生までの人は、これまでの資格を継年までの資格を持っている小学校6 は郵送で、7月に配布します。必要事中学校を通じて、町外中学校在学生に 項を記入し、 年生(満15歳に達する日以後の最初の る中学生は申請が必要です | 医療費に対する助成対象年齢|| 成25年12月診療分から、こども 申請書は、 現行の小学校6年生から中学校3 31日まで)に引き上げます 申請書と保険証のコピー 町内中学校在学生には各 い、新たに対象とな 国保・医療係まで 必要事

医療

# 施設利用時には負担限度額認定の申請ができます

送します。

た新規の受給者証は、

11月中旬頃に郵

有効期限を中学校3年生まで更新し

●問い合わせ 役場保険医療課 介護保険係 ☎096(293)3114

食費、居住費について、自己負担民税がかかっていない場合などかし、本人および世帯全員に住

常生活費は原則自己負担となります。

の1割負担のほか、食费入所)を利用した場合、

護保険施設でのショ

、食費、居住費、日 場合、サービス費用 リートステイ (短期 リートステイ (短期 リートスティ (短期

医療施設)に入所した場合、

/\_ 護保険施設(特別養護老人ホー

度額認定」といいます)。

額が減額されます(このことを「負担限

	介護保険負担限度額認定証									
Н	交付年月日 平成 25年 7月 1日 番号 000000000000000000000000000000000000									
被保険	住所	〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津1233								
	フリカ・ナ	*****								
	氏名	大津 花子								
者	生年月日	昭和 3年 6月25日 性 対								
	適用年月日	平成 25年 7月 1日 から								
Ш	有効期限	平成 26年 6月30日 まで								
食賣	の負担限度額	OOOFI								
	注費又は滞在 0負担限度額	ユニット型個室 ユニット型側室 コニット型準個室 (中で表現個室(特養等) 従来型個室(老健・療養等) 多床室								
並者	険者番号 びに保健 の名称及 印	[4 3 4 0 3 5] 大津町								

※世帯の全員が町県民税非課税の

	保険負担限度額認定証 1年月日 平成25年7月1日 00000000 7869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津1233 はが 1/12 大津 花子	減額されます。	ることで食費、	定証を送付しま	該当を確認し、	ください。申請	理者の免許証など	め印可)、家族が	人の介護保険が	うに請が必要で	一の減額認定
月日 年月日 期限	昭和 3年 6月25日 性別 女 平成25年 7月 1日 から 平成26年 6月30日 まで		居住費	ます。入	該当す	日を基	を持	が申請する	保険被保険者証と	す。	を受
限度額 は滞在 限度額	コニット型間室   〇〇円   コニット型側室   〇〇円   日ニット型準個室   〇〇円   従来型間室 (特養等)   〇〇円   後来型間室 (老健・療養等)   〇〇円   多床型   〇〇円		の自己	所施設	る場合に	準にして	参して中	する場合	印	介護保険	けるには
番号 保健 称及	[4 3 4 0 3 5] 大津町		負担額が	に提示す	には、認	て減額の	申請して	場合は、代	かん(認	映係 に本	は必ず申
	'	•						. `		•	•

後期高齢者医療保険の保険証などを交付します

●問い合わせ 役場保険医療課 国保・医療係 ☎ 096(293)3114

一十一して一段其下書を見ります。 証(保険証)」を郵送します。現在しい「後期高齢者医療被保険者 また、 `。 新

証(黄色)、 人は、役場までご相談ください。準負担額減額認定証」をお持ちでない しています 度の町県民税の課税所得をもとに判定ている一部負担金の割合は、平成25年ださい。また、保険証(橙色)に記載し ください。 色)と一緒に郵送します。 証」(黄色)を持っている人で、8月か医療限度額適用・標準負担額減額認定 くださ です。各自で処分するか役場にご返却の保険証(黄色)の有効期限は7月31日 まだ「後期高齢者医療限度額適用・ らお使いください。また、 色)を交付します。 許証など)をお持ちくださ に郵送しますので、 **\***・標準負担額減額認定証」(橙 ・ しい「後期高齢者医療限度額適 17月8日(月)までにお問い合わせ几又場で直接交付を希望する人は7 人が受け取る場合は委任状が必要)。 一と一緒に郵送します。8月1日から引き続き該当する人は、保険証(橙 印かん、本人確認書類(免役場で受け取るときは保険 で、8月からお使いくい保険証(橙色)は7月 すでに「後期高齢者 い(別世帯の 入院などで 標

広報おおづ 2013.7